

廿日市市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル
実施要領

1 業務名

廿日市市地域包括支援センター運営業務委託

2 目的

この要領は、「廿日市市地域包括支援センター運営業務」委託に係る受託者候補者を選定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

3 募集圏域

(1) センター設置圏域

次の2圏域を募集圏域とし、各圏域につき1法人を選定する。応募者は、受託を希望する圏域を指定して応募するものとする。

なお、複数の圏域への応募も可能であるが、その際には応募する圏域ごとに必要書類を提出するものとする。

募集及び担当圏域

	圏域	小学校区等	区域
1	廿日市東部	佐方、廿日市、平良、原	駅前、大東、可愛、佐方本町、桜尾、桜尾本町、須賀、住吉、天神、廿日市、本町、木材港北、木材港南、佐方、山陽園、城内、平良山手、上平良、下平良、新宮、平良、宮内73番地・76番地及び94番地、陽光台、原
2	廿日市中部	宮内、金剛寺宮園、四季が丘	串戸、宮園、宮園上、四季が丘、四季が丘上、峰高、宮内（宮内73番地・76番地及び94番地を除く。）、六本松、宮内工業団地、地御前二丁目22番から29番まで

(2) 各圏域の人口等（令和8年4月1日現在）

担当圏域名	総人口	65歳以上人口	高齢化率
廿日市東部	30,829人	7,878人	25.6%
廿日市中部	22,188人	7,778人	35.1%

(参考) 事業実績

介護予防ケアプラン作成数（令和8年4月分） (件)

業務内容		はつかいち東部	はつかいち中部
介護予防ケアマネジメント 業務	包括分	78	43
	委託分	38	53
指定介護予防支援業務	包括分	134	110
	委託分	138	129
計		388	335

4 業務内容

次の事業に加え、各事業に係る介護保険法の関係法令、政省令、通知等により追加される業務も含む。

(1) 包括的支援事業

ア センターの運営

- ① 総合相談支援業務（法115条の45第2項第1号）
- ② 権利擁護業務（法115条の45第2項第2号）
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務（法115条の45第2項第3号）
- ④ 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

[法第115条の45第1項第1号ニ（居宅要支援被保険者に係る者を除く）]

イ 社会保障の充実分

- ① 在宅医療・介護連携推進事業
- ② 認知症総合支援事業
- ③ 地域ケア会議推進事業

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

[法第115条の45第1項第1号ニ（居宅要支援被保険者に係るものに限る）]

イ 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

(3) 指定介護予防支援業務（法第115条の22）

(4) その他の業務

※ 詳細については別紙「廿日市市地域包括支援センター運營業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

5 委託期間等

(1) 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

※ただし、受託者が法令や要綱等を遵守しない場合や、業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施しておらず、市の是正指示に従わない場合などにおいては、廿日市市地域包括支援センター運営協議会の意見を聞いた上で、期間の満了を待たずに契約を解除することがある（この場合において、本市は受託者に生じた損害について一切の責任を負わない。また、契約の解除又は非更新に伴う本市の損害について、受託者に対して損害賠償請求を行うことがある。）。

(2) 令和14年度以降の取扱い

令和14年度以降の委託については、令和13年度に廿日市市地域包括支援センター運営協議会において事業評価を実施する。評価結果等を踏まえ、業務が適切に履行されていると認められる場合は、契約期間等を見直した上で随意契約を行うことがある。

なお、評価結果が基準を満たさない場合やその他必要がある場合は改めて公募を実施し、委託先法人を選定する。

6 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7 人員体制

人員体制は、次の①、②、③の資格を有する職員を各1名以上、常勤専従で配置すること。

センターごとの配置職員数等は仕様書のとおり。

- ① 保健師
- ② 社会福祉士
- ③ 主任介護支援専門員

※ 各圏域の高齢者人口の変動により、今後、職員の配置数に変更が生じる可能性がある。

- ④ 市の定める資格を有する者を認知症地域支援推進員として配置すること。
- ⑤ その他専門職として、次のいずれかに該当する者を配置することができる。

- ア 保健師
- イ 介護支援専門員
- ウ 社会福祉士
- エ 経験のある看護師

- ⑥ 上記のほか、事務職員を1名配置することができる。
- ⑦ 業務の適切な管理、地域との連携構築などを担当するため、センターに所長（管理者）を配置すること。なお、上記の①、②、③の職員が兼務することもできる。

8 運営財源

(1) 委託料（提案限度価格）

センター名	5年間の総合額	内訳（参考）
はつかいち東部	198,106,000 円	人件費、事務費
はつかいち中部	221,125,000 円	人件費、事務費

委託料には、人件費（給与・手当・法定福利費等を含む。）、事務所の維持費（光熱水費・委託料等）、車両維持費、旅費、通信運搬費など事業の実施に係るものやセンターの運営に要する全ての費用が含まれる。

なお、地域包括支援センターの設置準備にかかる費用については、事業者の負担とする。

- (2) 指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）に関する基本単価、初回加算及び委託連携加算は、令和9年度については下記のとおりとし、令和10年度以降は年度ごとに国が定める単価に基づき算出する。

基本単位 4, 606円/件

初回加算 7, 734円/件

委託連携加算 3, 127円/件

当該業務を一部委託する場合は、委託先の居宅介護支援事業所へ介護報酬を市が定める金額を支払うこととする。処遇改善加算等の取扱いについては、別途市と協議する。

9 事業担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）

〒738-8512 廿日市市新宮一丁目13番1号（山崎本社みんなのあいプラザ3階）

廿日市市健康福祉部高齢介護課高齢者支援係

担当：増岡、旗見

TEL：0829-30-9167（直通）

FAX：0829-20-1611

Eメール：koreikaigo@city.hatsukaichi.lg.jp

10 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する者は、センターの運営を適切、公正、中立かつ安定して実施できるとともに、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 廿日市市内において介護保険サービスを提供する事業所を有し、介護保険サービスの提供実績があること。
- (2) 令和9年4月1日までに、応募する担当圏域内に地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所を設置し、業務開始が可能であること。
- (3) 人員配置については、応募の時点で「募集予定」の場合であっても、応募は可能とする。但し、確実に令和9年4月1日に業務を開始できるよう人員を確保し、配置すること。
- (4) 介護保険法第115条の22第2項の規定に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

しないこと。

- (6) 廿日市市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (10) その他、地域包括支援センター設置・運営にあたり、別に定める仕様書及び介護保険等関係法令を遵守すること。

11 説明会

廿日市市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル説明会を実施する。

- (1) 日 時 令和8年6月25日（木）（予定）
午後1時30分～午後3時30分
- (2) 場 所 山崎本社みんなのあいプラザ 3階 講座室
（廿日市市新宮一丁目13番1号）
※感染症の流行状況その他必要がある場合は、オンラインで実施する場合がある。
- (3) 内 容 委託業務内容、応募書類等の説明
- (4) 参加者 各法人2名まで
- (5) 申 込 電子メール（koreikaigo@city.hatsukaichi.lg.jp）で、廿日市市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル説明会参加申込書を6/19（金）までに提出すること。（件名は「地域包括支援センター公募説明会」とする。）
- (6) 質 問 説明会当日の質疑は、時間の都合上、すべての回答が難しいこと

が想定されますので、お手数ですが、可能な限り別紙1により事前質問として提出ください。

12 公募型プロポーザル実施要領等の公開

(1) 公開期間

公示日から令和8年7月3日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 実施要領等の交付場所

前記9の事業担当課

※ 実施要領等は、廿日市市のホームページからダウンロードすることができる。

13 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出すること。

- ① 参加資格確認申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）
- ④ 法人登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ⑤ 発行から3か月以内の廿日市市発行の滞納がない証明書
- ⑥ 財務諸表

直前1年の事業年度についての「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し

1 法人が2つの圏域に応募する場合は、それぞれ圏域ごとに提出すること。

なお、④から⑥の書類については、本市の入札参加資格登録済の法人については省略可能である。

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

ア 持参

公示日から令和 8 年 7 月 3 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時
30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 郵送

配達証明付き書留郵便により、令和 8 年 7 月 3 日（金）までに必着のこと。

14 参加資格の確認結果の通知

プロポーザル参加資格の有無については、令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 5 時 15 分を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

15 実施要領等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

実施要領等の内容に関する質問については、電子メールにて提出すること。

※ 1 電話、口頭等では受け付けない。

※ 2 質問書（別紙 1）を使って、簡潔に記入する。

(2) 受付期間

公示日から令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 5 時 15 分まで受付

メールアドレス：koreikaigo@city.hatsukaichi.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問の内容は、企画提案書の作成等に関するものに限定し、それ以外については受け付けない。また、質問提出者の名称については、公表しない。

受け付けた質問については、随時廿日市市ホームページに回答とともに掲載する。

16 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 7 日（金）

(2) 提出書類

はつかいち東部については「様式 4」から「様式 3 3」、はつかいち中部については「様式 4」から「様式 3 4」の書類を提出すること。

(3) 提出部数

各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出期間

ア 持参

公示日から令和 8 年 8 月 7 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時
30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 郵送

配達証明付き書留郵便により令和 8 年 8 月 7 日（金）までに必着のこと。

(6) 企画提案書の作成方法

ア 綴じ方

(ア) 綴じ方は、上記（2）企画提案書及び提出書類を順にまとめて、通し番号
を付し、1 部ずつ、紙又はプラスチック製ファイル等に綴じて提出するこ
と。

(イ) 両面印刷可。用紙は A 4 再生紙可、文字、図等は白黒・カラーを問わない。

(ウ) 正本（1 部）については、押印する。

(エ) 企画提案書の副本からは、応募者名（従事予定者名は除く。）が判別・特
定できないようにすることとし、応募者名が記載されている場合は、事務
局で該当部分を抹消する。

イ その他

(ア) 本文で使用する文字のフォントサイズは、10.5 ポイント以上（図表、
注釈等を除く。）及び書き方は原則、横書きとすること。

(イ) 本市の提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載
に終始しないこと。

(ウ) 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かり
やすい表現で記載すること。

(エ) 企画提案書は、地域包括支援センターに関連する厚生労働省通知及び本
市「廿日市市地域包括支援センター運営方針」などを確認の上、作成するこ
と。

(カ) 各項目のページ数は2枚を上限とし、提案内容、特筆すべき事項、アピールポイント等を簡潔に記載するとともに、評価者が正確に評価できるように編集に配慮すること。

ウ 留意事項

(ア) 1法人が2つの圏域に応募する場合は、それぞれ圏域ごとに企画提案書を提出すること。

(イ) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は、原則認めない。

(ウ) 提出書類は返却しない。

(エ) 提出後に応募を辞退する場合には、速やかに高齢介護課へ電話又は電子メールで連絡するとともに、辞退届(様式35)を高齢介護課へ持参又は郵送にて提出すること。

17 審査方法

(1) 審査

廿日市市地域包括支援センター運營業務委託受託候補者審査委員会(以下「委員会」という。)において、評価項目に基づき、企画提案書に基づく書類審査と、参加者による企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリング審査とする(日時等は別途指定する。)。ただし公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出が各圏域1社の場合は、参加者によるプレゼンテーションは実施せず、書類審査及び文書等によるヒアリングを行う。

(2) 受託候補者基準

企画提案書等により、次の審査項目について別紙3「廿日市市地域包括支援センター運營業務委託受託候補者選考評価表」で示す評価基準に基づき公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

(3) 受託候補者の選定

ア 委員会での審査及び評価を行い、提案者ごとの総合評価点を算出し、各圏域における最も高い評価を得た法人を受託候補者とする。

イ 集計の結果、評価点が同点であった場合は、評価項目のうち「運営の基本理念」及び「包括的支援事業等の実施」の評価点の合計が高い法人を上位とする。

18 プレゼンテーション・ヒアリング審査

企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ただし、公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出が各圏域1社の場合
は、参加者によるプレゼンテーションは実施せず、書類審査及び文書等によるヒ
アリングを行う。

(1) 実施日時及び場所

別途通知する。

(2) 実施時間（1者につき40分程度）

ア プレゼンテーション 20分程度

イ ヒアリング 20分程度

(3) 出席者

ア 各法人につき3名までとし、法人職員ではない者の参加は認めない。

イ 本業務の管理を予定する者は原則出席すること。

(4) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提
案及び追加資料の配付は認めない。プレゼンテーションに必要な機器等は、提
案者が用意及び会場でのセッティングをすること。ただし、プロジェクター、
パソコン及びスクリーンは市で用意することができる。

(5) 審査の順番

原則、圏域ごとで、企画提案書の提出された日時の早い順とする。

19 契約の優先交渉権者の決定

(1) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後速やかに書面にて
通知する。なお、受託候補者となった法人には、見積書等の提出について案内す
る。

(2) 選定結果の公表

選定結果は、参加者全員に通知するとともに市ホームページにおいて次の項
目を公表する。

ア 受託候補者名

- イ 参加事業者数
- ウ 評価項目及び評価方法
- エ 受託候補者の総合評価点

- (3) 受託候補者と決定された法人は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た法人を優先交渉権者とする。

20 契約の締結

優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴し、随意契約の方法により、契約を締結する。

21 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 次の各項目に該当する企画提案は無効とする。

- ア 本応募説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案
- イ プロポーザル参加者が、令和8年8月7日（金）午後5時15分以後、受託候補者の選定までの間に廿日市市の競争入札参加資格の取消若しくは指名停止措置を受け、又はその他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合
- ウ 実施要領に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- エ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- オ 基本仕様書等に適合しない企画提案を行った場合

- (4) 本プロポーザルに関する参加者の不当な働きかけは一切禁止する。
- (5) 本市は、提出された企画提案書等を審査以外には提案者に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合は、この限りではない。また、廿日市市情報公開条例第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて、開示請求者に開

示する。

法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めらるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。（ただし、本市で検討の結果、公開となる場合もある。）なお、非公開を希望する部分がない場合でも、その旨を記載し、申立書を提出すること。

- (6) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当するときは契約保証金の納付を免除する。

ア 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方が金融機関又は保証事業会社との間に契約保証に係る保証契約を締結したとき。

ウ 契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

エ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

オ 損失補償契約、電気、水道又はガスの供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、試験研究、調査等の委託契約その他契約の性質又は目的により契約保証金を納付させることが不相当であると認められる契約の締結をするとき。

カ 施行令第167条の5第1項の規定により定めた資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合においてその必要がないと認められるとき。

- (7) 別紙4「廿日市市地域包括支援センター運營業務委託基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、優れた提案内容については仕様書に反映する場合がある。また履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確

認する。

- (8) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

22 守秘義務

受注者は業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、業務委託終了後も同様とする。

23 契約後の業務が困難になった場合について

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約の解除ができる。この場合、本市に生じた損害は、受注者が賠償するものとし、また次期受注者が円滑に、かつ、支障なく当業務を遂行できるよう引き継ぐものとする。
- (2) 災害その他不可抗力等、本市及び受注者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について協議するものとする。また、一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、業務期間終了又は契約の取り消しなどにより次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

24 スケジュール

公募に関するスケジュールは次のとおりとする。

内容	期日又は期間
告示・公表	令和8年5月28日
説明会	令和8年6月25日（予定） 13:30～15:30 場所 山崎本社 みんなのあいプラザ 3階 講座室 ※説明会申込期限6月19日
質問の受付	令和8年5月28日～7月3日

質問の回答・公表	随時
参加資格確認申請書提出締切	令和8年7月3日
企画提案書提出締切	令和8年8月7日
参加者によるプレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年8月20日（予定）
選考・選定結果の通知、公表	令和8年9月
細目協議	選定結果通知以降随時
契約締結	令和8年10月頃
本業務引継期間	令和9年1月～
センター設置届 指定介護予防支援事業所の指定申請	令和9年1月～
指定決定、センター開設	令和9年4月1日

【関連する法令、要綱及び手引き等】

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
- ・地域包括支援センター運営マニュアル（4訂）（一般財団法人長寿社会開発センター）
- ・地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局）
- ・地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）
- ・廿日市市地域包括支援センター運営方針
- ・廿日市市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

【問い合わせ先】

廿日市市健康福祉部高齢介護課高齢者支援係

担当 増岡、旗見

電話 0829-30-9167 (ダイヤルイン)